

項 目	制 度 ・ 事 業	掲載頁
都市公園等の質の向上	公園施設長寿命化計画	56
民間活力による公園施設の設置・管理	公園設置者以外の者による公園施設の設置・管理、公園の活性化に関する協議会	56
その他のオープンスペースの確保	まちづくり空地の整備	57
	市民緑地設置管理計画認定制度	—
	総合設計制度による公開空地等の整備	—
	ウォーカブル推進都市	—
	遊歩道等の整備	57
緑化に係る法制度	緑化地域	—
	風致地区・開発事業区域内等の緑化	58
	景観地区	—
	緑化重点地区※	58
公共施設の緑化	道路の緑化	59
	河川環境の整備	59
	公共施設の緑化	60
	鎌倉山桜並木保存計画	60
市民が主体となる緑化への支援	まち並みのみどりの奨励事業	61
	自主まちづくり計画策定地区等での緑化	61
	地域提案型の公共施設の緑化	62
	オープン・ガーデンの支援	63
緑化推進団体の育成と連携	ボランティアやトラスト運動との連携	64
	緑のレンジャーや担い手の育成	67
	公園愛護会・街路樹愛護会・市民緑地愛護会等	68
	緑地保全・緑化推進法人	—
緑の知識の普及	緑の情報提供・緑化窓口の充実	69
	緑の学校等講習会の開催	70
	学校での環境教育との連携	71
緑に対する意識の高揚	緑のポスターコンクール等	73
	緑化パンフレット等の配布	73
	緑化まつり等の開催	73
	緑の顕彰制度	74

※ 保全配慮地区及び緑化重点地区は、緑の基本計画に地区を設定し、地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度、市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案による緑化やオープンスペースの創出など、様々な制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。
それぞれの地区内での活用を想定する制度・事業については、鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）第5章「特定地区の保全・整備・緑化の方針」に記載しています。

2. 制度・事業別の取組と実績

(1) 緑地保全に係る法制度

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

令和4年度実績

- ・県、市で歴史的風土特別保存地区候補地について、情報共有を行いました。
- ・令和4年度末現在、10団体が県の承認を受けてボランティア活動を行っています。（「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針（H29 県策定）」に基づく）
- ・県による土地の買入れはありませんでした。（R4年度末、県の買入れ合計面積は、206.1ha(36%)）。

令和5年度実績

- ・県が策定を予定する「「かながわ生物多様性計画」改定素案に対し、歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土特別保存地区への指定拡大する方針を記載することを要望しました。
- ・令和5年度末現在、10団体が県の承認を受けてボランティア活動を行っています。（「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針（H29 県策定）」に基づく）
- ・県が1,805.53㎡の土地を買入れました。（R5年度末、県の買入れ合計面積は、206.2ha(36%)）。

内容	・国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定するものです。
方針	・歴史的風土特別保存地区の指定拡大を国・県に要請します。
これまでの実績	・歴史的風土保存区域は平成12年3月の指定拡大(33ha・国指定)で緑の基本計画の指定目標を達成しました。 ・平成19年3月2日、古都保存法施行40周年を記念した「美しい日本の歴史的風土100選」に鎌倉市が選ばれました。 ・平成24年度、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、世界遺産登録の推進に関連して「指定の緊急性の高い地区を早急に指定する」という主旨に沿って県と調整を進めました。 ・平成24年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成26年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、次の管理等を行っています。 ・平成26年度から、宅地や道路に近い県有緑地の大木について調査を行い、調査結果に基づき、計画的に伐採や枝落としを行っています。 ・平成28年度からは、契約業者が定期的に巡視点検を実施し、防災に努めています。 ・平成25年度以降、世界遺産登録推薦取り下げを受けて、世界遺産のコンセプトを外した上で、古都保存法の理念に沿った歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、県と継続的な意見交換を継続しています。 ・平成26～27年度、国が、県、市、及び鎌倉風致保存会と連携して「古都における自然的環境の保存・維持・活用を目指した地域活動団体の持続的活動のあり方に関する調査並びに試行実験」を行いました。 ・平成28年12月2日、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。 ・平成28年度、古都保存法施行50周年記念事業を実施することを目的として、「鎌倉市古都保存法施行50周年記念事業実行委員会」を設置し、各種事業を実施しました。

※歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、同候補地の位置等については、鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）132頁～134頁を参照してください。

■歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区 指定の経過

指定年月日	歴史的風土保存区域	歴史的風土特別保存地区	備 考
昭和 41 年 12 月 14 日	約 695ha(当初指定面積)		
昭和 42 年 3 月 2 日		約 226. 5ha(当初指定面積)	
昭和 48 年 2 月 1 日	約 943ha(拡大)		
昭和 50 年 4 月 1 日		約 265. 5ha(拡大)	
昭和 61 年 12 月 15 日	約 956ha(拡大)		
昭和 63 年 6 月 17 日		約 570. 6ha(拡大)	
平成 12 年 3 月 17 日	約 989ha(拡大)		逗子市分約 6. 8ha を含む
平成 15 年 9 月 26 日		約 573. 6ha(拡大)	

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

令和 4 年度実績

- ・買入れ申出がされている土地 7, 953. 29 m²を買入れました。
- ・近郊緑地特別保全地区内での建築物の建築等の申請に対応しました。

令和 5 年度実績

- ・近郊緑地特別保全地区内での建築物の建築等の申請に対応しました。

内容	・首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持ち、本市の都市環境も支える緑地を広域的な観点から保全するために、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定するものです。
方針	・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に県と連携し取り組みます。
これまでの実績	・平成 12 年 4 月 28 日、近郊緑地保全区域・特別保全地区拡大候補地の一部であった岩瀬地区(15. 62ha)に対して、法適用までのつなぎ策として、緑の保全及び創造に関する条例に基づき緑地保全推進地区を指定しました。 ・平成 18 年の保全区域拡大区域を除く特別保全地区候補地については、平成 15 年にボランティアの協力のもとに、指定に必要な自然環境調査を、また平成 16 年 8 月には追加調査を行い、調査報告書をまとめて、県に提出しました。 ・平成 18 年 12 月 28 日、国により円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が拡大指定されました。(98ha・鎌倉市域分 51ha) ・平成 19 年 2 月 14 日、拡大指定された区域を含め円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画が告示されました。この指定により、近郊緑地保全区域は、緑の基本計画の指定目標を達成しました。 ・平成 19 年 3 月 6 日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴い、重複を避けるため、今泉北自然環境保全地域(昭和 50 年 1 月 17 日指定・17. 9ha)の指定は解除されました。 ・平成 20 年度に、特別保全地区候補地としている岩瀬地区のうち、旧今泉北自然環境保全地域の自然環境調査、及び十二所七曲地区のモニタリング調査を実施しました。 ・平成 24 年 4 月、第 2 次一括法の施行により、首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法が改正され、近郊緑地特別保全地区における行為許可や行為の不許可に伴う土地の買入れ等の事務が県から移譲されました。 ・平成 30 年度、国により、首都圏における近郊緑地保全制度に関する情報共有会が行われ、各市町の課題や解決方法についての情報共有を行うことで、職員の知見の向上を図りました。

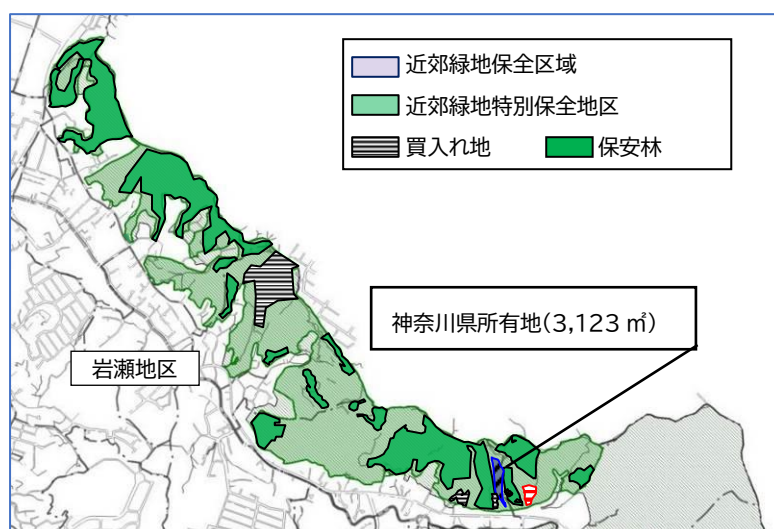
※円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域と鎌倉近郊緑地特別保全地区の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)135 頁～136 頁を参照してください。

※第 2 次一括法…地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法第 105 号)

■近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区 指定の経過

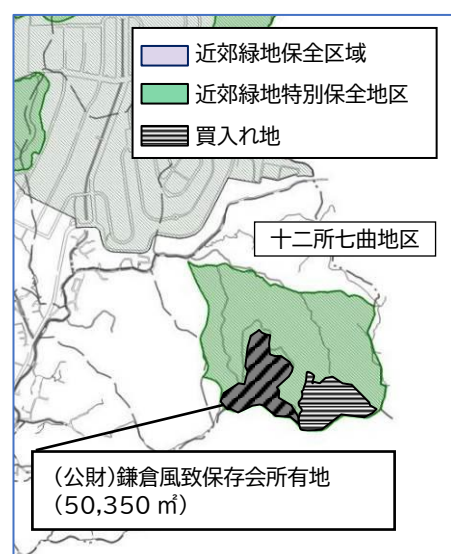
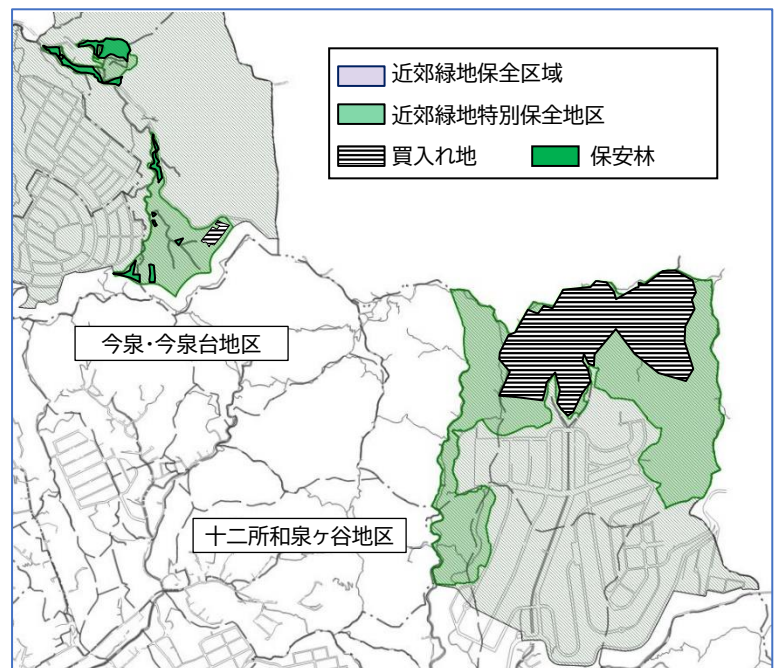
円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域			近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積	鎌倉市	地区名	面積
昭和 44 年 3 月 28 日	約 962ha(当初指定)	約 243ha		
昭和 44 年 5 月 13 日			円海山	約 100ha(横浜市域のみ)
昭和 52 年 9 月 21 日	約 998ha(拡大)	約 243ha		
平成 18 年 12 月 28 日	約 1,096ha(拡大)	約 294ha		
平成 21 年 3 月 25 日			円海山	約 116ha(拡大・横浜市域のみ)
平成 22 年 3 月 23 日			大丸山	約 44ha(横浜市域のみ)
平成 23 年 10 月 18 日			鎌倉	約 131ha
平成 24 年 3 月 5 日			公田	約 5.4ha(横浜市域のみ)
平成 26 年 3 月 5 日			大丸山	約 72.6ha(拡大・横浜市域のみ)
令和 2 年 3 月 25 日			円海山	約 124ha(拡大・横浜市域のみ)

■近郊緑地特別保全地区指定及び買入れ状況図、実績



買入れ年度	場所	面積(m²)
平成 25 年度	十二所	30,579.37
平成 26 年度	十二所 今泉	39,411.98
平成 27 年度	十二所	33,398.21
平成 28 年度	十二所	38,845.84
平成 29 年度	十二所	29,250.60
平成 30 年度	十二所 今泉	33,333.56
令和元年度	十二所 今泉	29,197.92
令和 2 年度	十二所 今泉	18,884.91
令和 3 年度	-	-
令和 4 年度	今泉	7,953.29
合計		260,855.68 (19.9%)

※各買入れ地の形状は概ねの形状です。％は指定面積当たりの買入れ済面積の比率です。



○都道府県等(市含む)は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第 14 条第 1 項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第 3 項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買い入れるものとしています。(都市緑地法第 17 条)

○上記買入れ地はこの法律に基づき、市で買入れたものです。

特別緑地保全地区

令和4年度実績

- ・常盤山地区、梶原五丁目地区、寺分一丁目地区で、市民の身近な森づくり事業を行いました。
- ・植木地区の都市計画決定に向けた図書作成の令和5年度予算措置をしました。
- ・特別緑地保全地区内行為許可申請に対し、3件の許可処分を行いました。

令和5年度実績

- ・常盤山地区、梶原五丁目地区、寺分一丁目地区で、市民の身近な森づくり事業を行いました。
- ・社会資本整備総合交付金のメニューに新たに緑地機能増進事業が位置付けられたため、市民の身近な森づくり事業を対象として、補助金交付申請の手続きを進めました。
- ・常盤山特別緑地保全地区において、赤外線レーザーを使用した森林計測装置の実地研修を行いました。
- ・植木地区の都市計画決定に向け、土地所有者及び関係機関への説明・調整や図書の作成を行いました。
- ・特別緑地保全地区内行為許可申請に対し、0件の許可処分を行いました。

内容	・都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為制限などにより、現状凍結的な保全を図るために特別緑地保全地区を指定するものです。
方針	・特別緑地保全地区の候補地における、地区指定に向けた取組を進めます。 ・特別緑地保全地区に指定している市有緑地に対して、指定趣旨に沿った維持管理を推進します。
これまでの実績	・近年の主な取組と実績は次のとおりです。 【天神山地区、手広・笛田地区】 ・特別緑地保全地区の指定にあたっては、地区内に保安林が含まれていたため、保安林の指定権者（土砂崩壊防備保安林：農林水産大臣、風致保安林：県知事）との協議を行い、異議の無い旨の回答を得ています。 【（仮称）植木特別緑地保全地区】 ・平成23年12月、市民緑地契約を締結しました。 ・平成29年10月25日、市民緑地の範囲及び契約年数を変更し、新たに契約を締結しました。（契約期間：令和19年10月24日まで。面積：4,994.37㎡） 【その他】 ・特別緑地保全地区候補地内の土地所有者に対して、緑地保全契約の締結など、市独自の保全施策への協力を要請しています。

※特別緑地保全地区と特別緑地保全地区の候補地の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)137頁～145頁を参照してください。

※平成16年の都市緑地法改正により、従前の都市緑地保全法に基づく「緑地保全地区」は、「特別緑地保全地区」とみなされますが、本市では緑の基本計画やこれに関係する文書で、法改正以前に指定した「緑地保全地区」も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。なお、「緑地保全地区」の名称変更に伴い、その性格、対象となる区域の考え方、区域内での行為規制の運用、取り扱いについては、変更されていません。

■特別緑地保全地区 指定の経過

地 区 名	指定面積	指定・変更年月日	指定主体	土地の買入りに係る協定の締結日
1 城廻地区	約 3.7ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
2 昌清院地区	約 0.8ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
3 岡本地区	約 3.2ha	平成 14 年 4 月 30 日	鎌倉市	平成 14 年 8 月 13 日
4 玉縄城址地区	約 2.4ha	平成 15 年 6 月 17 日	鎌倉市	平成 15 年 8 月 27 日
5 常盤山地区	約 19 ha	平成 17 年 9 月 13 日 平成 23 年 10 月 18 日	神奈川県	平成 17 年 10 月 24 日
6 寺分一丁目地区	約 2.3ha	平成 19 年 12 月 19 日	鎌倉市	平成 20 年 2 月 25 日
7 天神山地区	約 5.0ha	平成 20 年 9 月 16 日	鎌倉市	平成 21 年 1 月 28 日
8 手広・笛田地区	約 6.0ha	平成 21 年 9 月 14 日	鎌倉市	平成 22 年 1 月 6 日
9 梶原五丁目地区	約 4.6ha	平成 24 年 8 月 1 日	鎌倉市	—
10 等覚寺地区	約 1.8ha	平成 24 年 8 月 1 日	鎌倉市	—
11 上町屋地区	約 0.6ha	平成 30 年 6 月 15 日	鎌倉市	—
合 計	約 49.4ha			

※土地の買入りに係る協定(平成 24 年 4 月 1 日付けで失効)は、本市が県に、従前の都市緑地法第 17 条第 2 項の規定による申出を行い、本市を土地の買入れ先とした県・市間の協定を締結していたものです。

風致地区

令和 4 年度実績

- ・風致地区内での建築物の建築等の申請に対し 429 件の許可処分を行いました。

令和 5 年度実績

- ・風致地区内での建築物の建築等の申請に対し 485 件の許可処分を行いました。

内容	・本市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色づける優れた景観資源として一体的に保全するために、風致地区を指定するものです。
方針	・鎌倉市風致地区条例及び施行規則、鎌倉市風致保全方針に沿って、鎌倉市都市マスタープラン、鎌倉市景観計画の関連施策と整合を図りつつ、風致の維持・創出を図ります。 ・鎌倉風致地区の指定区域につながる丘陵樹林地(拡大指定された部分も含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区指定地、台峯地区の一带)の指定拡大を図ります。 ※詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)第 5 章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
これまでの実績	・第 2 次一括法※の施行に基づき、平成 25 年 12 月、鎌倉市風致地区条例、鎌倉市風致地区条例施行規則を制定し、平成 26 年 4 月に施行しました。 ・平成 28 年度、鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。

※風致地区と風致地区の候補地の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)146 頁～147 頁を参照してください。

※第 2 次一括法…地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 105 号)

■風致地区 指定の経過

鎌倉風致地区 指定年月日	面 積	備 考
昭和 13 年 1 月 25 日	約 2,263.4ha(当初指定)	内務省告示第 25 号
昭和 24 年 5 月 16 日	約 2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(藤沢市)
昭和 52 年 3 月 30 日	約 2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(逗子市)
昭和 63 年 6 月 17 日	約 2,185 ha(変更)	拡大及び用途地域の変更
平成 14 年 4 月 2 日	約 2,194 ha(変更)	拡大及び区分線の整齊

保安林

令和4年度実績

- ・令和4年度末現在、171haの保安林が指定されています。
- ・2箇所（今泉台、極楽寺）で、治山施設の維持管理工事が実施されました。

令和5年度実績

- ・令和5年度末現在、171haの保安林が指定されています。
- ・3箇所（小町、今泉台、極楽寺）で、治山施設の維持管理工事が実施されました。

内容	・国土の荒廃を予防して洪水等の災害を防止、局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙のろ過作用等及び市民のレクリエーション等、名所・旧跡の趣のある景色を価値付けている森林を保全するものです。
方針	・現在保安林として指定されている土地について、指定の継続等を県に要請します。
これまでの実績	・本市内に指定されている保安林の種類は、土砂流出防備・土砂崩壊防備・潮害防備・保健・風致保安林です。

■森林法第25条第1項に列挙された目的と保安林の種類

	目 的	種 類	市内指定面積 ()内は、内兼種面積	指定・解除の権限者
第1号	水源のかん養	1 水源 かん養保安林	—	農林水産大臣、都道府県知事（法定受託事務） 都道府県知事（自治事務）
第2号	土砂の流出の防備	2 土砂流出防備保安林	88ha	
第3号	土砂の崩壊の防備	3 土砂崩壊防備保安林	17ha	
第4号	飛砂の防備	4 飛砂防備保安林	—	
第5号	風害 水害 潮害 干害 雪害 霧害	の防備	5 防風保安林	
			6 水害防備保安林	
			7 潮害防備保安林	
			8 干害防備保安林	
			9 防雪保安林	
			10 防霧保安林	
第6号	なだれ 落石	の危険の防 止	11 なだれ防止保安林	
			12 落石防止保安林	
第7号	火災の防備	13 防火保安林	—	
第8号	魚つき	14 魚つき保安林	—	
第9号	航行の目標の保存	15 航行目標保安林	—	
第10号	公衆の保健	16 保健保安林	115ha(96ha)	
第11号	名所又は旧跡の風致の保存	17 風致保安林	60ha(13ha)	

※1 1ha未満の指定がされています。

*端数処理により合計面積が一致しません。

*同一の森林であっても兼種指定されている種類により指定面積が異なる場合があります。

市町村森林整備計画

令和4年度実績

- ・令和5年3月、神奈川県地域森林計画書(令和4年12月樹立)を基に、鎌倉市森林整備計画書(期間：令和5年4月1日～令和15年3月31日)を樹立しました。

内容	・県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める、森林整備計画を策定するものです。 ・地域森林計画の対象となっている森林は、森林として機能している又は機能させることを期待する森林で、具体的には市街化調整区域内の森林、保安林、歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区内の森林などです。
方針	・森林整備計画に示す森林整備の基本方針に沿って、適正な運用を図ります。
これまでの実績	・平成30年3月、神奈川地域森林計画の樹立(平成29年12月)をもとに、鎌倉市森林整備計画(期間：H30.4.1～H40.3.31)を樹立しました。 ・令和元年度から森林環境譲与税(40、45頁参照)の譲与が開始されています。

史跡・名勝・天然記念物指定等

令和4年度実績

- ・史跡大町釈迦堂口遺跡の指定範囲内に存在するトンネル(通称：釈迦堂切通)の崩落対策工事を進めました。

令和5年度実績

- ・史跡大町釈迦堂口遺跡の指定範囲内に存在するトンネル(通称：釈迦堂切通)の崩落対策工事が終了し、史跡の公開に向け、危険木伐採等の暫定整備に着手しました。

	～H12年度	～H17年度	～H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R3年度
史跡の買収面積(ha)	13.11	2.66	7.15	0	0.01	0	0
史跡の買収面積の累計(ha)	13.11	15.77	22.92	23.71	23.72	23.72	23.72

内容	・記念物のうち重要なものを史跡・名勝又は天然記念物に指定すること等により、国民共有の財産である本市の歴史文化遺産を保護し、次代に継承するものです。
方針	・新たな指定の検討を進めるとともに、必要に応じて公有地化を図ります。
これまでの実績	・平成28年3月、鶴岡八幡宮が行った鶴岡八幡宮境内(段葛)の改修工事が竣工しました。 ・平成28年4月、国指定史跡永福寺跡条例を施行しました。 ・平成29年度、永福寺跡の整備工事が終了し、整備範囲を全面公開しました。

農用地区域

令和 4 年度実績

- ・ 3 月 1 日～3 月 30 日、「鎌倉市農業振興ビジョン改訂案」に対して、意見公募を実施しました。
- ・ 令和 4 年度末現在、46.9ha の農地が農用地区域として保全されています。（指定は昭和 48 年です。）

令和 5 年度実績

- ・ 「鎌倉市農業振興ビジョン（計画期間：令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間）」を 7 月に改訂しました。
- ・ 令和 5 年度末現在、46.9ha の農地が農用地区域として保全されています。（指定は昭和 48 年です。）

内容	・ 都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域を指定して、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全するものです。
方針	・ 農用地区域の指定継続により、農地の保全を図ります。
これまでの実績	・ 平成 30 年 7 月、農業経営の安定化、都市農業の更なる発展等を目指すため、都市農業振興基本法に基づく地方計画として、「鎌倉市農業振興ビジョン」を策定しました。 ・ 平成 31 年 3 月、鎌倉農業振興地域整備計画の見直しを行いました。

生産緑地地区・特定生産緑地

令和4年度実績

- ・12月1日、生産緑地地区を1カ所廃止する告示をしました。
- ・6月21日に、指定から30年を迎える生産緑地地区のうち、19箇所を特定生産緑地として指定公示しました。
- ・平成4年に生産緑地地区に指定した土地の所有者だけではなく、平成5、6年に指定した所有者にも特定生産緑地地区指定のための書類を送付し、所有者との調整を行いました。

令和5年度実績

- ・11月30日に、生産緑地地区を1箇所追加、14箇所廃止、5箇所変更（縮小）する告示をしました。
- ・6月13日及び9月1日に、指定から30年を迎える生産緑地地区のうち、6箇所を特定生産緑地として指定公示しました。
- ・平成5年に生産緑地地区に指定した土地の所有者だけではなく、平成5、6年に指定した所有者にも特定生産緑地地区指定のための書類を送付し、所有者との調整を行いました。
- ・令和5年度末の生産緑地地区及び特定生産緑地地区の指定状況は次の表のとおりです。
- ・平成4～5年指定の生産緑地地区118箇所のうち100箇所、面積は約85%を特定生産緑地に指定しました。

生産緑地地区	H12年度	H17年度	H23年度	H28年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
指定箇所数の推移(箇所)	151	146	139	135	135	135	134	121
指定面積の推移(ha)	18.4	18.1	17.4	17.0	17.1	17.0	16.9	15.4

特定生産緑地地区	R3年度	R4年度	R5年度
指定箇所数の推移(箇所)	75	94	100
指定公示面積の推移(ha)	9.7	12.5	12.9

内容	・都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定するとともに、特定生産緑地制度の活用を図るものです。 ・将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図るものです。 ・鎌倉市生産緑地地区指定基準等を満たす農地を生産緑地地区に指定します。
方針	・生産緑地地区の指定の追加・継続、及び特定生産緑地への移行により、都市農地の保全を図ります。 ※詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
これまでの実績	・平成29年、生産緑地法の改正※があり、特定生産緑地地区制度が創設されました。 ・生産緑地地区制度は、市街化区域内の一定規模以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市の農地の計画的な保全を図るものです。土地の課税についての軽減措置等が講じられており、告示から30年を限度としています。 ・令和4年に、告示から30年を迎える生産緑地地区が多数現れることから、市町村長が農地等の関係人の同意を得て、生産緑地地区を課税の軽減措置等を10年延期する「特定生産緑地」として指定できる法改正がされました。 ・平成30年度に「鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、生産緑地地区の面積要件を条例で300平方メートル以上に引下げました。 ・平成30年度、新たに「鎌倉市生産緑地地区指定基準」及び「鎌倉市生産緑地地区指定基準細目」を定めました。 ・令和元年度、円滑な事務処理を可能とするため、生産緑地地区の買取基本方針を改正、生産緑地地区の買取申請フロー等を定めました。 ・令和2年度、鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱を策定しました。 ・令和3年2月から、特定生産緑地の指定公示を行いました。

(2)法制度に基づく契約・協定等

市民農園

令和4年度実績

- ・特定農地貸付法に基づく大船地区市民農園(3,599㎡・89区画)で、第14期利用者(令和4年度から2ヵ年)の利用のための維持管理を行いました。
- ・県が耕作放棄地を市民農園として整備し、中高年ホームファーマー事業として、関谷で、340㎡、1区画を貸し出しています。
- ・土地所有者による市民農園が今泉台及び手広の3箇所(里山市民農園：今泉台、第一手広市民農園：手広、第二手広市民農園：手広)で開設・運営されています。

令和5年度実績

- ・特定農地貸付法に基づく大船地区市民農園(3,599㎡・89区画)で、第14期利用者(令和4年度から2ヵ年)の利用のための維持管理を行いました。
- ・県が耕作放棄地を市民農園として整備し、中高年ホームファーマー事業として、関谷で、340㎡、1区画を貸し出しています。
- ・土地所有者による市民農園が今泉台及び手広の3箇所(里山市民農園：今泉台、第一手広市民農園：手広、第二手広市民農園：手広)で開設・運営されています。

内 容	・土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。
方 針	・市民農園の開設者は、適正な運用と維持管理を行います。

市民緑地契約

令和5年度実績

- ・植木1号市民緑地について、特別緑地保全地区の指定事務を進めました。
- ・令和5年度末現在の契約状況は次の表のとおりです。

市民緑地名	面 積(㎡)	設置期間	契約年数
植木1号市民緑地	4,994.37	平成29年10月25日～令和19年10月24日	20年

※市民緑地愛護会については、68頁を参照してください。

内 容	・都市計画区域内の散策や自然観察などに適した緑地等に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地などの保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。
方 針	・関係する施策の進捗状況を踏まえて、緑地保全に係る法制度の適用を目指す緑地や、保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申し出に基づいて、地域に公開された緑地を確保します。
これまでの実績	・平成21年3月、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」※を制定し、制度運用開始に伴い「鎌倉市緑地保全事業推進要綱」「同要綱施行細則」を改正、「緑地使用契約」を廃止しました。 ・平成23年12月、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、植木1号市民緑地について、市民緑地契約を締結しました。(契約期間：平成28年12月12日まで。面積：395㎡) ・平成29年10月、植木1号市民緑地について、市民緑地の範囲及び契約年数を変更し、新たに市民緑地契約を締結しました。

保全配慮地区

内容	・緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上を目指す制度です。 ・特別緑地保全地区以外の地区の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者等市民の協力の下に、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。 ※保全配慮地区は、その設定により、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行うものではありません。
方針	・緑地保全に係る法制度の適用などにより保全した緑地(保全を目指す緑地を含む)の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワーク形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい事業を展開します。  ※詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)(第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針)に記載しています。
これまでの実績	・保全配慮地区内における土地取引等については、鎌倉市まちづくり条例に基づく土地取引の届出等を受け、事前の情報収集等に努めています。 ・平成22年2月、かながわトラストみどり基金により土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部が、同基金により平成22年度に買入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成23年3月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部(1,227㎡)を保全のために買入れしました。 ・平成23年3月、かながわトラストみどり基金により、土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地のうち、既に平成22年度に買入れた部分以外の土地が、同基金により平成23年度に買入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成26年10月、岡本保全配慮地区(岡本緑地保全推進地区と重複)の一部を含む土地(面積1,984.65㎡)の寄附を受けました。

※保全配慮地区の位置等については、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)164頁～165頁を参照してください。

(3)市独自の緑地保全等に係る制度等

保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地維持管理助成事業

令和4年度実績

- ・森林環境譲与税※を活用した「民有緑地維持管理助成事業」を実施しました。
- ・保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、民有緑地維持管理助成事業は、次の表のとおりです。
- ・樹林管理事業は、長谷・極楽寺地区、佐助・御成地区を対象に実施しました。枝払い等本数については、次の表のとおりです。

令和5年度実績

- ・森林環境譲与税※を活用した「民有緑地維持管理助成事業」を実施しました。
- ・保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、民有緑地維持管理助成事業は、次の表のとおりです。
- ・樹林管理事業は、八幡宮地区、山ノ内・今泉地区を対象に実施しました。枝払い等本数については、次の表のとおりです。
- ・民有緑地維持管理助成事業は、年度内予算額に達する見込みであったことから、令和5年9月定例会にて予算の増額補正を行いました。
- ・民有緑地への維持管理支援策の再構築について検討を進め、樹林管理事業を民有緑地維持管理助成事業へ移行する方針としました。令和5年12月定例会で、建設常任委員会へ報告し、概ね了承されました。

保存樹木・樹林制度	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
指定樹木本数(本)	374	370	365	334	325	325	326	327
指定樹林面積(ha)	350.41	322.77	286.15	254.34	237.44	235.23	234.76	231.16
指定生け垣面積(㎡)	14,099	12,893	11,325	10,100	9,152	9,183	9,119	9,016

※指定樹林面積の推移には、指定後の公有地化に伴う指定解除による面積の減少が含まれています。

※指定生け垣面積は、奨励金の算出基準に合わせて小数点以下を切り捨てています。

緑地保全契約	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
緑地保全契約件数(件)	126	135	135	127	108	106	105	105
緑地保全契約面積(ha)	67.98	73.68	70.86	56.23	48.58	48.33	48.23	48.37

※契約件数及び面積の推移には、契約後の公有地化に伴う契約解除によるものが含まれています。

樹林管理事業	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
枝払い等実施本数(本)	682	465	180	204	128	172	382	401
枝払い等実施延長(m)	372	948	290	55	-	-	-	-
枝打ち・間伐の面積(㎡)	-	800	-	-	-	-	-	-
実施地区	大町・材木座地区	浄明寺・十二所地区	浄明寺・十二所地区	八幡宮地区	浄明寺・十二所地区	大町・材木座地区	長谷・極楽寺地区、佐助・御成地区	八幡宮地区、山ノ内・今泉地区

※対象樹林地を6分割し、平成28年度までは各年1地区ずつ順番に6年サイクルで事業を実施し、平成29年度以降は各年2地区ずつ3年サイクルで事業を実施しています。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1地区のみの実施となりました。

民有緑地維持管理助成事業 ※令和3年度に創設	R3 年度	R4 年度	R5 年度
助成件数(件)	79	59	85
うち地域制緑地の件数(重複有)			
歴史的風土特別保存地区	19	14	18
歴史的風土保存区域	21	32	27
近郊緑地特別保全地区	2	1	0
特別緑地保全地区	3	3	2
風致地区	16	40	56
うち森林整備方針への適合			
環境保全型	4	1	7
防災型	75	58	77
景観型	0	0	1
実施面積(約 ha)	50.06		27.71
作業内容内訳(合計数量)			
樹木伐採(本)	506	415	384
樹木剪定(本)	418	229	452
竹伐採(本)	302	199	198
竹伐採(m)	2,180	1,689	2,339
撤去処分(本)	18	166	97
撤去処分(m)	91	0	108

実施面積は対象筆の合計面積

民有緑地維持管理助成事業について

- 助成の対象となる緑地 森林法第2条に基づく森林
- 助成の対象となる維持管理作業
 - 樹木や竹の伐採・剪定
 - 緑地内部の倒木・枯木の撤去処分
- 助成金額 経費の2分の1(上限100万円)

森林環境譲与税について

森林環境税※を財源として市町村の私有人工林面積、林業就業者数、人口に応じて市町村に財源を譲与されるもので、令和元年度から譲与が開始されました。用途は、森林整備、森林整備を担う人材育成や確保、木材利用の推進等に限定されています。

※森林環境税

森林環境税は、平成30年(2018年)5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、COP21(第21回気候変動枠組条約締約国会議)で成立したパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要財源を安定的に確保する観点から、創設されたものです。

内 容	・保存樹木等は、風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。 ・緑地保全契約は、市街地内に残るまとまりのある緑地を保全・育成し、自然環境の保全と良好な生活環境を維持することを目的とするものです。 ・樹林管理事業は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区・緑地保全推進地区の民有の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で除伐・枝払い等の樹林管理を行うものです。 ・民有緑地維持管理助成事業は、土地所有者が自ら行う緑地の維持管理活動に対して助成を行うものです。
方 針	・法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め、緑地の所有者への支援策として活用します。 ・効果的な制度運用を図るため、現行制度の再構築を検討します。 検討の背景 ○令和元年の台風被害により樹林地の保全・管理の重要性が改めて浮き彫りとなった。 ○緑は、SDGs の目指す持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機能を有し、緑を適切に維持管理することで、防災面での機能強化や安全確保を図ることが可能となる。 ○令和元年から森林環境譲与税の譲与が開始された。本市では民有地を対象とする樹林の維持管理への充当を優先するとし、民有緑地維持管理助成事業を創設した。 ○「鎌倉市緑の基本計画」では、緑の適切な維持管理をこれまで以上に重要なものとし施策を位置付けている。 ➡ 民有緑地維持管理支援の現状と課題 ○緑地の維持管理のための、土地所有者の経済的負担、維持管理の必要性を認識していない所有者の存在、所有者不明山林や測量や境界の確定が未実施の土地の存在。 ○緑地の一部は急傾斜地となっており、ボランティアが作業する場合の安全性の確保が困難なところが多い。 ○保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地維持管理助成事業など複数の制度があり、緑地の所有者にとつての使いやすさの確保と、より効果的に緑地の維持管理に繋がる制度の構築が課題。 ➡ 効果的な 支援策の 再構築
これまでの実績	【樹林管理事業】 ・対象樹林地を 6 分割し、平成 28 年度までは各年 1 地区ずつ順番に、6 年サイクルで事業を実施していました。平成 29 年度以降は各年 2 地区ずつ 3 年サイクルで事業を実施しています。 【その他】 ・公益財団法人かながわトラストみどり財団(以下「かながわトラストみどり財団」)の助成対象事業として実施し、同財団の「緑地等保全事業の助成に関する要綱」に基づき、緑地保全契約締結と保存樹林の指定に対して、令和 3 年度は 612,000 円の助成を得ています。 ・平成 23 年度以降、本市の財政環境を踏まえて、土地所有者に通知等を行った上で、保存樹木等及び緑地保全契約に係る奨励金額を減額しています。 ・平成 23 年度、制度の効率的な運用に向け、保存樹林等の指定又は緑地保全契約を締結している土地所有者に対して、意向調査(アンケート)を実施し、樹林地を適正に管理するため、奨励金の交付と市による維持管理を選択できる制度を導入するかを検討しました。 【検討結果】 ・アンケートの結果、多くの土地所有者が市による管理を希望していたため、市の財政負担が増大する可能性が高いことが分かりました。 ・段階的に奨励金の減額措置を講じてきており、すでに、平成 25 年度までに当初想定目標値以上に、予算を削減していることから、検討を終了しました。

緑地保全推進地区

令和 5 年度実績

- ・小動岬地区における区域内行為に対して、緑政審議会の意見を聴きながら事業者との協議を進めました。

内 容	・緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。
方 針	・直地保全に係る法制度適用の予定を踏まえた運用を進めます。 ・法制度適用後の緑地保全推進地区取り扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、指定の変更または解除を行います。
これまでの実績	・平成 9 年に緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策となる市独自の緑地保全推進地区制度を定め、緑の基本計画で保全対象とした 22 箇所を指定候補地としました。 ・鎌倉市緑政審議会に諮問、答申を得て、平成 12 年に 6 地区(岩瀬地区・昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区・六国見山森林公園地区)計 34.85ha、平成 17 年に 1 地区(青蓮寺地区)1.50ha を指定し、緑地保全推進地区は計 7 地区、36.35ha となりました。 【指定後の緑地保全に係る法制度適用等の状況】 ・平成 28 年 2 月 26 日、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、緑地保全推進地区のうち、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定に行為規制を委ねることにより、手続の簡素化と事務の合理化を図るとともに当該制度のつなぎ策としての役割を完結させるものとなりました。

緑地保全推進地区名	面積	指定日	緑地保全に係る法制度の適用
岩瀬	15.62ha	平成 12 年 4 月 28 日	近郊緑地保全区域(15.62ha H18.12.28 告示) 近郊緑地特別保全地区(H23.10.18 都市計画決定)
昌清院	1.02ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(0.8ha H14.4.30 都市計画決定)
小動岬	0.83ha	平成 12 年 4 月 28 日	
岡本	5.19ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(3.2ha H14.4.30 都市計画決定)
寺分一丁目	2.45ha	平成 12 年 4 月 28 日	特別緑地保全地区(2.3ha H19.12.19 都市計画決定)
六国見山森林公園	9.74ha	平成 12 年 4 月 28 日	風致公園(6.9ha H14.8.8 都市計画決定)
青蓮寺	1.5 ha	平成 17 年 3 月 30 日	
合計	36.35ha		

緑地寄附受け入れ基準

内 容	・緑地所有者からの寄付の申し出に対する基準等を定めて、緑地の適正な保全を図るものです。
方 針	・社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、個人・企業・団体等からの緑地寄附の申し入れに対し、土地寄附手続きフロー等に基づき対応します。
これまでの実績	・平成 24 年度、県横須賀三浦地域県政総合センターが、県有緑地の適正な維持管理等のための「寄付受入取扱要件」を定めました。 ・平成 25 年度、市への土地寄附の申し入れに対する手続フローを定めました。

■鎌倉市における緑地寄附の受け入れ状況(令和 3 年度以降)

年 度	緑地名	所在地	面積(ha)	備考
R3	(仮称)長谷 3 号緑地	長谷五丁目 332 番	0.042942	法人から受領
R4,5	(実績なし)			

※開発事業に伴う緑地が市へ移管されたものも含まれます。(平成 8 年度～令和 3 年度実績：30 箇所、5.54ha)

■県における緑地寄附の受け入れ状況(令和 3 年度以降)

年度	所在地	面積(ha)	備考
R4, 5	(実績なし)	-	

(4) 緑地保全財源の確保

緑地保全基金

令和5年度実績

・基金の積立、運用状況は次の表のとおりです。

基金運用状況(千円)	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	累計額 (S61から)
積立額 <含、利息>	33,886	52,410	5,427	1,397	1,226	614	3	86	12,790,803
寄附額 <含、募金>	10	6,338	568	2,683	6,107	22,618	13,055	41,617	778,645
処分額	194,926	377,985	357,610	206,566	130,739	1,183	2,125	7,530	13,410,126
残額	5,505,054	3,539,195	1,998,448	755,977	92,166	114,215	125,148	159,322	159,322

基金による土地の買入れ・取得の面積(約ha)	～H12年度	～H17年度	～H22年度	～H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
緑地の買入れ	14.00	9.11	2.80	10.84	1.88	－	0.8	－
緑地の買入れ(累計)	14.00	23.11	25.91	36.75	98.56	98.56	99.36	99.36
公園用地取得	0.00	19.77	25.17	21.52	2.40	－	－	0.06
公園用地取得(累計)	0.00	19.77	44.94	66.46	74.17	74.17	74.17	74.23
全体の累計	14.00	42.88	70.85	103.21	125.85	125.85	126.65	126.71

内 容	・緑の保全にかかる事業の円滑な推進を図るため、その財源となる基金を設置するものです。 ・市指定の特別緑地保全地区や、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例等に基づく制度や事業の対象となる緑地に対して、基金を活用した土地の買入れなどを行うことにより、緑地の永続的な保全を目指すものです。
方 針	・保全すべき緑地の確保の施策推進に必要な土地の買入れに活用します。 ・基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討します。 ・ふるさと寄附金制度と連携して、寄附増加に努めます。
これまでの実績	・「鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき、「鎌倉市緑地保全基金」を設置し、その基金を活用して緑地の確保や維持管理などを行っています。 ・緑地保全基金の原資は、市の予算による積立と寄附金等です。 ・寄附金等については、直接ご寄附をお寄せいただく他、市役所本庁舎ロビー、各支所及び鎌倉生涯学習センターに設置している募金箱への募金もお願いしています。 ・ふるさと寄附金制度と連携して寄附を呼びかけています。 【募金にかかる取り組み】 ・平成27年7月、ふるさと寄附金制度を活用し、緑地保全基金への寄附を開始しました。 ・令和4年1月6日、鎌倉市緑地保全基金への寄附金を広く受け入れるため、ソフトバンク株式会社が提供する募金サービス「つながる募金」を導入しました。「つながる募金」は、スマートフォンやパソコン等、インターネットを閲覧できる端末から寄附が行えるサービスです。

・令和4年度 寄附へ協力いただいた状況は次のとおりです。

月	寄 附 金	
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)
4	228,000	匿名(個人) 8 名
5	155,000	匿名(個人) 10 名
6	530,000	匿名(個人) 18 名
7	50,406	株式会社 ダイエー
	186,000	匿名(個人) 11 名
8	10,000	鎌倉・自然に学ぶ会
	637,000	匿名(個人) 17 名
9	122,000	個人 1 名
	545,000	匿名(個人) 17 名
10	588,000	匿名(個人) 14 名
11	40,000	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー
	170,000	個人 1 名
	10,000	個人 1 名
	60,000	個人 1 名
	1,113,000	匿名(個人) 33 名

この基金へのご寄附は、「ふるさと納税制度」による控除が受けられます。

月	寄 附 金	
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)
12	28,700	個人 1 名
	11,500	三菱電機労働組合 鎌倉支部
	2,625,000	匿名(個人) 61 名
1	36,000	個人 1 名
	33,000	個人 1 名
	5,000	鎌倉常盤山の会
	58,000	個人 1 名
	120,000	個人 1 名
2	5,000,000	匿名(個人) 128 名
	15,196	株式会社 ウィニングフィールド
3	310,000	匿名(個人) 128 名
	30,000	初めての俳句の会
	100,000	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 鎌倉支部
	3,000	鎌倉常盤山の会
	1,000	ソフトバンク 株式会社 (つながる募金)
	218,000	匿名(個人) 13 名
	寄附合計	13,038,802
募金箱		16,434
合計		13,055,236

・令和5年度 寄附へ協力いただいた状況は次のとおりです。

月	寄 附 金	
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)
4	363,000	匿名(個人) 10 名
5	10,000	個人 1 名
	237,000	匿名(個人) 11 名
6	10,000	初めての俳句の会
	138,000	匿名(個人) 6 名
7	36,898	株式会社 ダイエー
	262,000	匿名(個人) 10 名
8	10,000	鎌倉・自然に学ぶ会
	379,000	匿名(個人) 15 名
9	10,000	初めての俳句の会
	1,780,000	匿名(個人) 19 名
10	2,853,000	匿名(個人) 77 名
11	3,500	鎌倉常盤山の会
	26,000	個人 1 名
	23,271	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー
	12,851	特定非営利活動法人 鎌倉広町の森市民の会
	10,000	個人 1 名
	226,000	匿名(個人) 19 名

この基金へのご寄附は、「ふるさと納税制度」による控除が受けられます。

月	寄 附 金	
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)
12	5,000	初めての俳句の会
	80,000	個人 1 名
	30,000	個人 1 名
	1,431,000	匿名(個人) 29 名
1	150,000	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 鎌倉支部
	35,000	三菱電機労働組合鎌倉支部
	16,318	かまくらスポーツファミリー 共同事業体
	48,000	個人 1 名
	16,000	個人 1 名
	32,972,223	匿名(個人) 65 名
2	34,000	匿名(個人) 2 名
3	309,000	匿名(個人) 6 名
寄附合計		41,554,061
募金箱		63,621
合計		41,617,682

森林環境譲与税、森林環境税

○森林環境譲与税の使途(円)

年度	譲与額	事業総額	内譲与税充当額	使途	事業額	内譲与税充当額
R 元	6,732,000	10,947,000	6,732,000	確保緑地の適正整備事業	897,000	897,000
				倒木処理等事業	10,050,000	5,835,000
R2	14,306,000	14,306,000	14,306,000	森林環境譲与税基金積立※2	13,778,000	13,778,000
				緑政業務支援 GIS 導入委託	528,000	528,000
R3	14,345,000	48,253,080	19,442,080	民有緑地維持管理助成事業	47,733,000	18,922,000
				市民の身近な森づくり事業	322,080	322,080
				緑政業務支援 GIS システム委託料	198,000	198,000
R4	19,050,000	39,796,050	22,272,050	民有緑地維持管理助成事業	36,336,000	18,812,000
				市民の身近な森づくり事業	2,690,050	2,690,050
				緑政業務支援 GIS システム委託料	770,000	770,000
R5	19,050,000	58,581,140	21,394,140	民有緑地維持管理助成事業	56,054,000	18,867,000
				市民の身近な森づくり事業	2,274,140	2,274,140
				緑政業務支援 GIS システム委託料	253,000	253,000
計	73,483,000	171,883,270				

※基金積立分は、令和 3 年度以降の事業費に取り崩し、充当しています。

○森林環境譲与税基金積立及び取崩状況(円)

年度	月	譲与税譲与額		基金積立額	基金取崩額 (年度事業費の一部に充当)	譲与税充当額 (基金積立を除く)	基金 現在額
		譲与額	年度合計				
R 元	9 月	3,366,000	6,732,000	-	-	6,732,000	-
	3 月	3,366,000					
R2	9 月	7,153,000	14,306,000	13,778,000	0	528,000	13,778,000
	3 月	7,153,000					
R3	9 月	7,152,000	14,345,000	277 (利子積立)	5,097,080	19,442,080	8,681,197
	3 月	7,193,000					
R4	9 月	9,525,000	19,050,000	594 (利子積立)	3,222,050	22,272,050	5,459,741
	3 月	9,525,000					
R5	9 月	9,525,000	19,050,000	2,310 (利子積立)	2,344,140	21,394,140	3,117,911
合計			73,483,000	13,781,181	10,663,270	70,368,270	

※令和元年度は基金が存在しないため「-」としています。

市民公募債(グリーンボンドの活用)

内 容	・広く市民に債権の購入を求め、都市公園・緑地の整備財源等に充てるものです。 ・グリーンボンドは、地方自治体等が行うグリーンプロジェクトに対して、それに要する資金を調達するために発行する債券をいいます。 ・グリーンボンドへの投資者は、E S G 投資（環境・社会・統治の視点を考慮した投資）を考えている年金基金、機関投資家・個人投資家、投資の運用を行う運用期間等を想定します。
方 針	・今後、グリーンボンド活用の効果や投資効果の高いプロジェクトの選定等を検討し、事業化に繋がります。
これまでの実績	・平成 15 年 12 月、住民参加型ミニ市場公募債「鎌倉みどり債」(総額 20 億円)を発行しました。 ・平成 20 年度、上記についてすべて償還し、平成 21 年度からみどり債借換債を償還しています。

(5)緑地の質の向上

市民の身近な森づくり事業(確保緑地の適正整備事業)

令和4年度実績

- ・常盤山特別緑地保全地区で、径路確保・林内の光環境を改善するための刈払い、倒木の恐れがある樹木の伐採などを行いました。
- ・梶原五丁目特別緑地保全地区、寺分一丁目特別緑地保全地区で、区域内の緑地の質の向上を図るための樹木の枝払い・伐採及び林内の光環境を改善するための刈払いを行いました。
- ・令和4年度から、確保緑地の適正整備事業は、森林環境譲与税を財源とする市民の身近な森づくり事業へ統合して進めることとしました。

令和5年度実績

- ・常盤山特別緑地保全地区で、倒木の恐れがある樹木の伐採、密生した竹林の間伐、林内の光環境を改善するための刈払いなどを行いました。
- ・梶原五丁目特別緑地保全地区、寺分一丁目特別緑地保全地区で、区域内の緑地の質の向上を図るための樹木の枝払い・伐採及び林内の光環境を改善するための刈払いを行いました。
- ・ボランティア団体等の意見を聴きながら、常盤山特別緑地保全地区保全管理計画を作成しました。
- ・常盤山特別緑地保全地区において、職員及び市民ボランティアを対象に、森林3次元計測システムOWLの操作説明会を実施しました。

内 容	【確保緑地の適正整備事業】 ・特別緑地保全地区等の緑地を適正に整備して、生物多様性保全にも寄与する質の高い緑地を創造していくものです。 【市民の身近な森づくり事業】 ・特別緑地保全地区の指定を行った緑地やその候補地において、放置することにより荒廃が進む恐れのある樹林地を優先して、市が伐採などの維持管理作業を行うものです。 ・これまでに確保した市有緑地や、状況に応じて民有緑地も対象とし、緑地の質の向上を図ります。
方 針	・特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある緑地を対象に、間伐・除伐・倒木処理等の維持管理作業を行います。
これまでの実績	・緑地の機能的・環境的な質の充実を図ることを目的として、特別緑地保全地区内の市有緑地を対象として、「確保緑地の適正整備」を平成21年度からの新たな市実施計画事業としました。 ・平成21～令和3年度までに、常盤山特別緑地保全地区、梶原五丁目特別緑地保全地区、天神山特別緑地保全地区で事業を実施しました。 ・令和元年に、平成21～30年度までの知見をまとめた「確保緑地の適正整備事業報告書」を作成しました。 ・令和元年に、本市の貴重な緑地を整備、保全していくための考え方をまとめた「保全緑地の森づくり事業の考え方（令和元年度（2019年度）版）」を作成しました。 ・市民の身近な森づくり事業は、令和3年度に創設しました。 ・それまでの確保緑地の適正整備事業で得た知見を活かしながら、災害リスクの低減効果なども含めた緑地の質の向上に寄与し、多くの市民の利益となるような維持管理作業を実施しています。

森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理

令和4年度実績

- ・市有緑地のパトロールを行い、倒木等の危険がある箇所18件の伐採等を行いました。
- ・緑地維持管理相談専門委員による相談事業は次の表のとおりです。
- ・県が、「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業を実施し、「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、市民団体が活動しました。詳細は次の表のとおりです。

令和5年度実績

- ・市有緑地のパトロールを行い、倒木等の危険がある箇所27件の伐採等を行いました。
- ・緑地維持管理相談専門委員による相談事業は次の表のとおりです。
- ・県が、「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業を実施し、「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、市民団体が活動しました。詳細は次の表のとおりです。

■令和4～5年度 緑地維持管理相談専門委員の相談

年度	相談箇所	件数
令和4年度	西御門一丁目、極楽寺、笛田二丁目、岩瀬、植木	5件
令和5年度	長谷五丁目、高野、浄明寺三丁目、浄明寺一丁目	4件

■令和4年度 市有緑地の緑地維持管理事業

内 容	件数	施工箇所	備 考
伐採、枝払い、枝下し等	583本	(仮称) 浄明寺緑地 外43緑地	倒木処理含む
除草・灌木伐採等	161.693㎡	浄明寺緑地 外91緑地	3,060本の竹除伐含む

■令和5年度 市有緑地の緑地維持管理事業

内 容	件数	施工箇所	備 考
伐採、枝払い、枝下し等	605本	(仮称) 玉縄1-2号緑地 外46緑地	倒木処理含む
除草・灌木伐採等	158.470㎡	(仮称) 津1号緑地 外90緑地	3,120本の竹除伐含む

■令和4年度 「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業(県施工)

内 容	施工箇所	件数
草刈り、枝払い等	大仏・長谷観音歴史的風土特別保存地区(極楽寺)等	40件
土砂崩壊防止施設等	瑞泉寺歴史的風土特別保存地区(二階堂)等	27件

■令和5年度 「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業(県施工)

内 容	施工箇所	件数
草刈り、枝払い等	大仏・長谷観音歴史的風土特別保存地区(極楽寺)等	70件
土砂崩壊防止施設等	瑞泉寺歴史的風土特別保存地区(二階堂)等	21件

■令和4～5年度 「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づく活動

団体名	活動場所	活動内容	団体名	活動場所	活動内容
明月院	山ノ内	草刈	山桜を守る会	常盤	草刈、竹林整備
北鎌倉湧水ネットワーク	大船	竹林整備	鎌倉峯山の会	峯山	草刈、竹林整備
山ノ内明月会町内会	山ノ内(明月荘跡地)	草刈、竹林整備	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー	常盤	保全活動
獅子舞の森を守る会	二階堂	草刈	木ってる会	大町	草刈
鎌倉常盤山の会	常盤	草刈、竹林整備	鎌倉の森を残し伝える会	極楽寺	環境学習、竹林整備

内容	・市域の森林を、生物多様性保全・土砂災害防止・二酸化炭素吸収機能維持・景観等の観点に立って、適正に保全し、維持管理していくための基本となる方針等を定めるものです。 ・災害防止や生態系の保全再生等の機能が発揮される森づくりや維持管理を推進するため、市有緑地の維持管理を行います。
方針	・生物多様性保全等の緑地の機能を損なわない範囲で、鎌倉市景観計画にも配慮した緑地の管理方針と保全管理プログラムを作成します。 ・環境保全型、景観・歴史的風土保全型、防災型、ふれあい・利活用型等の森林の立地タイプに応じた森林整備の目標と方針を定めます。 ・市が所有する緑地は、「鎌倉市緑地維持管理計画」に沿って、計画的な維持管理を行います。
これまでの実績	・市内の多くの史跡が将来にわたって適切に保存管理されることが必要であり、史跡ごとの特性に応じた保存管理計画の策定に取り組んでいます。詳細は資料編 25 頁を参照してください。 ・平成 30 年度、『鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画』を踏まえ緑地の計画的な維持管理を行うため、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査を実施しました。 ・令和 2 年、緑地維持管理相談専門委員による相談事業を開始しました。 ・令和 3 年、鎌倉市森林の整備方針を確定しました。 ・平成 24 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成 26 年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定しました。 ・平成 29 年、県が歴史的風土特別保存地区内等を対象とする「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」を策定しました。

緑地保全・管理の広域的対応

令和 4 年度実績

- ・多摩・三浦丘陵広域連携会議においてプラットフォーム設立準備について検討しました。
- ・県が、「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業を実施し、「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」に基づき、市民団体が活動しました。詳細は 44 頁「古都保存法緑地管理指針」に基づく緑地維持管理事業(県施工)のとおりです。

内 容	・国・県・関係自治体との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。
方 針	・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理（歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理）を要請します。 ・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。
これまでの実績	・平成 19 年 2 月 14 日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域保全計画が変更されました。（国土交通省告示第 130 号、保全計画は、鎌倉市緑の基本計画(令和 4 年改定版)211～215 頁に記載しています。） ・平成 18 年度から「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議※」に参画、緑地保全・管理等について、広域的見地からの検討を進めています。 ※座長：涌井史郎 東京都市大学特別教授。以下、「多摩・三浦丘陵広域連携会議」 ・第 2 次一括法の施行に伴う、近郊緑地特別保全地区の買入れ等の事務移譲について、制度の趣旨等を踏まえた国・県・市の適切な役割分担を求め、国県予算・施策等について要望を継続しています。 ・平成 24 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成 26 年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、管理等を行っています。 ※詳細は、森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理（40 頁）を参照してください。 ・平成 28 年 12 月、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。 ・令和 3 年 7 月 3 日、「多摩・三浦丘陵の市民と緑をつなぐシンポジウム」を開催しました(主催：多摩・三浦丘陵広域連携会議)。

(6)都市公園等の整備

街区公園

令和4年度実績

- ・令和4年度末現在、236公園、面積21.71haの街区公園を整備供用しています。
- ・令和元年度の台風で園内の一部が崩れた東勝寺ひぐらし公園の復旧工事のための設計委託を行いました。
- ・市内の公園へインクルーシブな遊具※を導入するための令和5年度予算を計上しました。
※年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に遊べる遊具のこと。
- ・老朽化した遊具を撤去し、次の公園で新たに設置しました。

長谷つくし公園	大型二連ブランコ	長谷つくし公園	大型二連ブランコ
よりとも児童遊園	大型二連ブランコ		
諏訪ヶ谷児童遊園	チューブ滑り台	七里ガ浜かめ公園	滑り台
片岡どじょう公園	大型二連ブランコ	ふじみ児童遊園	二人用ブランコ
日当公園	大型二連ブランコ	寺分とんぼ公園	大型二連ブランコ
手広児童遊園	大型二連ブランコ	山崎こ線橋下子どもの遊び場	スプリング遊具
大船はと公園	大型二連ブランコ		
柳谷戸つばめ公園	大型二連ブランコ	やとのまえぞう公園	大型二連ブランコ
玉縄こいぬ公園	大型二連ブランコ	相模陣あんず公園	大型二連ブランコ

令和5年度実績

- ・令和5年度末現在、237公園、面積21.73haの街区公園を整備供用しています。
- ・常盤うなぎ公園(242.97㎡)を供用開始しました。
- ・老朽化した遊具を撤去し、次の公園で新たに設置しました。

長谷うみねこ公園	複合遊具	由比ガ浜えび公園	複合遊具
十二所公園	ダブルリングスライド		
七里ガ浜東さざえ公園	複合遊具	西鎌倉山北公園	バナナジャングル、二人用ブランコ
腰越山王下公園	うんてい	津西まつむし公園	滑り台
山崎打越公園	複合遊具	大丸公園	複合遊具
岩瀬こい公園	複合遊具	岩瀬めだか公園	複合遊具
吉ガ沢公園	滑り台	高野公園	複合遊具
岡本耕地西公園	複合遊具	植木谷戸公園	複合遊具
中村公園	複合遊具	石原谷戸公園	滑り台
相模陣東公園	ブランコ		

	H12年度	H17年度	H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
街区公園総数(箇所)	197	210	234	236	236	236	237
供用面積(ha)	19.5	20.1	21.5	21.71	21.71	21.71	21.73

内 容	・街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する、市民にとって最も身近な都市公園です。 ・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。
方 針	・鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、街区公園の少ない地域を中心に配置を検討します。 ・周辺の都市公園間の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを検討します。 ・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備を検討します。

近隣公園・地区公園

令和4年度実績

【近隣公園】

- ・令和4年度末現在、2公園(岩瀬下関防災公園・笛田一丁目公園)、面積計1.4haを供用しています。

【地区公園】

- ・令和4年度末現在、2公園(源氏山公園・笛田公園)、面積計15.4haを供用しています。

令和5年度実績

【近隣公園】

- ・令和5年度末現在、2公園(岩瀬下関防災公園・笛田一丁目公園)、面積計1.4haを供用しています。

【地区公園】

- ・令和5年度末現在、2公園(源氏山公園・笛田公園)、面積計15.4haを供用しています。
- ・鎌倉市都市公園条例を改正し、笛田公園駐車場の利用料金及び利用時間を規定しました。

内 容	・近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供すること、地区公園は、主として徒歩圏に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園です。
方 針	・鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討します。 ・国の社会資本整備重点計画(都市公園事業)や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園・地区公園の整備を推進します。 ・近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。 ・防災・減災機能の充実を図ります。 ・(仮称)関谷公園の整備を検討します。

※源氏山公園は、風致公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。

※笛田公園は、運動公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。

総合公園

令和 4 年度実績

- ・令和 4 年度末現在、1 公園、面積約 7.0ha の総合公園(鎌倉海浜公園)を整備し、供用しています。
- ・鎌倉海浜公園の公園区域の都市計画変更に向けて、鎌倉市緑政審議会へ変更内容を報告しました。
- ・鎌倉海浜公園由比ガ浜地区に、障害の有無にかかわらず利用できる遊具（インクルーシブ遊具）の設置を目指し、遊んでみたい・遊ばせてみたい遊具についての市民アンケートを行いました。
- ・インクルーシブ遊具の設置に向け、令和 5 年度の予算措置を行いました。

令和 5 年度実績

- ・令和 5 年度末現在、1 公園、面積約 7.0ha の総合公園(鎌倉海浜公園)を整備し、供用しています。
- ・令和 5 年 11 月 30 日に、区域変更の都市計画変更の告示をしました。(約 28.1ha)
- ・鎌倉海浜公園の公園区域の都市計画変更を行いました。
- ・令和 6 年 2 月 27 日に、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区において、だれもが一緒に楽しめる遊具（インクルーシブ遊具）を設置し、インクルーシブ広場を開園しました。
- ・鎌倉海浜公園由比ガ浜地区に、令和 5 年 10 月 31 日に新たに管理事務所を設置しました。

内 容	・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園です。
方 針	・鎌倉海浜公園の整備に取り組みます。 ・鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備します。
これまでの実績	・平成 30 年度に定めた都市計画公園緑地見直し方針に沿って、令和元年 6 月 14 日に、鎌倉海浜公園金山地区及び飯島地区（一部）の廃止に係る都市計画変更を行いました。

風致公園・歴史公園

令和4年度実績

- ・令和4年度末現在、5公園(散在ガ池森林公園、鎌倉中央公園、六国見山森林公園、夫婦池公園、山崎・台峯緑地)、面積計70.0haの風致公園を供用しています。
- ・5月16日、山崎・台峯緑地の供用区域を約25.6haに拡大しました。
- ・5月28日、山崎・台峯緑地の開園式を行いました。
- ・夫婦池公園の用地取得に向け、令和5年度予算計上を行いました。

令和5年度実績

- ・令和4年度末現在、5公園(散在ガ池森林公園、鎌倉中央公園、六国見山森林公園、夫婦池公園、山崎・台峯緑地)、面積計70.0haの風致公園を供用しています。
- ・山崎・台峯緑地基本設計策定業務委託について、令和6年度予算に計上しました。

山崎・台峯緑地 (風致公園)	～H17年 度	～H22年 度	～H27年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
用地取得面積(m ²)	—	109,617	94,313	13,178.00	—	—	—

※平成17年度、旧土地区画整理事業予定地10.9haを鎌倉市土地開発公社が先行取得

内 容	・市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。
方 針	・鎌倉中央公園拡大区域(名称:山崎・台峯緑地)、夫婦池公園の整備に取り組みます。(風致公園) ・散在ガ池森林公園(拡大候補地)の整備に取り組みます。 ・旧華頂宮邸、扇湖山荘の風致公園等としての整備を検討します。 ・史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)等を将来的な歴史公園としての整備を検討します。 ・歴史文化・自然とのふれあい機能の充実を図ります。 ・各公園の詳細は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年3月改定版)第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針156～159頁に記載しています。
これまでの実績	【鎌倉中央公園】 ・令和2年3月27日に、新たに木製アスレチック遊具2基を設置しました。 【山崎・台峯緑地(風致公園)】 ・令和2年4月14日、拡大区域(27.5ha)のうち、一部(19.0ha)を供用開始しました。 【史跡永福寺跡】 ・平成29年6月7日、整備工事が終了し、整備範囲を全面公開しました。 ・山崎・台峯緑地(風致公園)の令和3年度末までの用地取得率は、97.8%となりました。

※風致公園である「山崎・台峯緑地」と都市緑地として整備を目指している「山崎・台峯緑地」は同一ではありません。

都市林

内 容	・市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方 針	・鎌倉広町緑地の整備に取り組むと共に、自然とのふれあい機能の充実を図ります。 ・都市林の詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
これまでの実績	・平成27年4月、鎌倉広町緑地48.0haを供用開始しました。 ・平成28年度から指定管理者制度を導入しました。 ・平成31年度から36年度（令和6年度）までの指定管理者を「鎌倉広町パートナーズ」（共同事業帯代表団体：特定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会、協働事業体構成団体（公財）鎌倉市公園協会）に指定しました。 ・令和5年度末までの用地取得率は、98.7%となりました。

都市緑地

令和4年度実績

- ・山崎・台峯緑地（都市緑地）の用地の一部1,054.66㎡を取得しました。（用地取得率93%）

令和5年度実績

- ・山崎・台峯緑地（都市緑地）の用地の一部594㎡を取得しました。（用地取得率93.8%）

山崎・台峯緑地 （都市緑地）	～H22年度	～H27年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
用地取得面積(㎡)	1,227	36,396	10,317.45	6,126.62	1,054.66	594

内 容	・身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置付け、整備するものです。
方 針	・緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。 ・市管理の緑地を都市緑地として位置付けるとともに、このうち一定の面積を有し、利用可能なものについては、整備・供用を図ります。 ・山崎・台峯緑地、（仮称）腰越2号緑地の都市緑地としての整備に向けた取組を推進します。 ・法に基づく買入れや、寄附を受け新たに市有地となった緑地を維持管理します。 ・主な都市緑地の詳細は、鎌倉市緑の基本計画（令和4年3月）第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針161-163頁に記載しています。
これまでの実績	【山崎・台峯緑地（都市緑地）】 ・平成23年9月、緑の基本計画の改訂により、台保全配慮地区の一部(8.9ha)を「（仮称）山崎・台峯緑地」の名称で都市緑地候補地に位置付けました。 ・平成31年2月6日、山崎・台峯緑地(都市緑地：約8.6ha)を都市計画決定し、令和元年7月26日に都市計画事業認可を取得しました。 ※平成23年9月1日に都市緑地候補地として位置付けする前までの事項は、台保全配慮地区の事業展開としての取組と実績です。（38頁を参照）

※風致公園である「山崎・台峯緑地」と都市緑地として整備を目指している「山崎・台峯緑地」は同一ではありません。

景観重要建造物等と一体となった都市公園

令和4年度実績

【(仮称)華頂宮公園】

- ・庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、令和4年度は777人が来園しました。
- ・建物内部は、例年4月・10月の2回(各2日間)公開していますが、令和4年度は春の施設公開を中止とし、秋の施設公開は開催しました。

【(仮称)扇湖山荘公園】

- ・庭園及び竹林の管理を12回行いました。

令和5年度実績

【(仮称)華頂宮公園】

- ・庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、令和5年度は1678人が来園しました。
- ・建物内部は、4月・10月の2回(各2日間)公開しました。

【(仮称)扇湖山荘公園】

- ・庭園及び竹林の管理を14回行いました。

内 容	・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。 ・公園施設の上限(建ぺい率2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。 ・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等です。
方 針	・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘の都市公園等としての整備を検討します。 ・その他、新たな景観重要建造物指定等との連携により進めます。
これまでの実績	【(仮称)華頂宮公園】 ・平成24年3月に旧華頂宮邸活用検討協議会から市長へ提出された『旧華頂宮邸の保全活用に向けて「提言」』を受け、平成25年9月から平成28年3月まで旧華頂宮邸暫定活用運営会議を設置し、保全活用の検討及び実験活用を実施しました。 【(仮称)扇湖山荘公園】 ・平成22年10月、扇湖山荘及び建築物と一体となった庭園等の土地の寄附を受納しました。 ・平成27年度、扇湖山荘庭園防災工事事業を、鎌倉市歴史的風致維持向上計画において、重点区域における歴史的建造物の保存活用に関する事業に位置づけました(事業期間H28～36年度)。 ・平成29年1月23日、鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例に基づき、扇湖山荘を「その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物」に認定しました。 ・平成30年3月、「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」を策定し、扇湖山荘の利活用に向けた基本方針を、自然環境を生かした歴史・文化を継承する利活用と旧邸宅群の一つのシンボルとして先導的な活用(企業誘致や宿泊施設など)と決めました。利活用にあたっては、扇湖山荘をシンボルにした旧邸宅のネットワーク化も視野に入れ、鎌倉の歴史的な文化遺産(文化財、別荘文化等)として、民間との協働による利活用を目指すこととしました。

※旧華頂宮邸、扇湖山荘は、鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版)では風致公園の候補地内にあります。

借地公園

令和 4・5 年度実績

- ・令和 4・5 年度末現在、材木座たぶのき公園・梶原六本松公園を供用しています。

内 容	・土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。 ・無償貸付けの場合、非課税や相続税の評価減など、土地所有者に対する税制優遇制度があります。
方 針	・地域の実情等に応じて、借地公園による都市公園の設置の可能性を検討します。
これまでの実績	・平成 20 年度、材木座たぶのき公園を供用開始しました。 ・平成 22 年度、梶原六本松公園を供用開始しました。 ・平成 25 年 10 月、梶原六本松公園の 1,231.32 m²を用地取得し、同箇所地上権設定の契約をしました。

開発行為に伴う公園・緑地の設置

内 容	・都市計画法では、原則として事業区域が 3,000 m²以上の開発事業に対しては、公園、緑地又は広場を確保することとしています。 ・この制度を活用し、開発事業に伴う公園・緑地を整備し、地域住民に供するものです。
方 針	・法令等の基準に沿って公園整備を進めます。

青少年広場等

令和 4 年度実績

- ・諏訪ヶ谷青少年広場の滑り台を修繕しました。

令和 5 年度実績

- ・令和 6 年 2 月 1 日から、山崎浄化センタースポーツ等広場の利用を開始しました。（スポーツ課）

	H22 年度	H27 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
青少年広場（箇所数）	9	9	7	7※	7※	7※
子どもの遊び場（箇所数）	7	7	7	6	6	6
児童遊園（箇所数）	16	14	14	14※	13※	13※
子どもの広場（箇所数）	4	4	3	3	2	2

※うめだ児童遊園及び梅田子どもの広場を含む

内 容	・市域には市街化区域内に 28 箇所の児童遊園、子どもの広場、子どもの遊び場、青少年広場が設置されています。これらの都市公園に準ずる青少年広場等を、公園の不足する市街地での交流・活動の場として活用するものです。
方 針	・周辺市街地の状況や住民のニーズを踏まえ、新たな機能の導入や環境の改善に取り組みます。 ・身近な公園の再編整備にこれらの児童遊園等を含め、機能の転換等を検討します。 ・可能なものから、順次、都市公園としての供用開始を検討します。

(7) 都市公園等の質の向上

公園施設長寿命化計画

令和4年度実績

- ・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、修繕を31件行いました。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	R30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
遊具修繕 (公園数)	13	8	12	7	5	0	1	1	37	31

内 容	・既設の都市公園施設について、今後の老朽化の進行に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理の下で、既存施設の修繕・更新などの長寿命化対策を計画的に行うものです。 ・平成31年(2019年)3月に策定した「鎌倉市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に公園施設の補修や更新等を行っていくものです。
方 針	・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して施設の更新を進めます。
これまでの実績	・平成25年度、91公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。 ・平成30年度、278公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。

(8) 民間活力による公園施設の設置・管理

公園設置者以外の者による公園施設の設置・管理、公園の活性化に関する協議会

令和5年度実績

- ・都市公園を対象とし、令和6年度からの指定管理者を選考し、3者を決定しました。
- ・笛田公園は三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社、笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園は鎌倉市公園協会、鎌倉広町緑地は特定NPO法人鎌倉広町の森市民の会を指定しました。

内 容	・指定管理者制度により、都市公園の管理を行う団体を指定し、民間事業者のノウハウを活用した、効果的・効率的で、より質の高い公園の管理運営を行うものです。 ・都市公園の管理運営の質の向上を目的として、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO法人・中間法人等を幅広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可するものです。 ・公園施設の公募設置管理制度(Park-PFI 制度)は、飲食店や売店等の利用者の利便につながる収益施設の設置と、その収益を活用して公園施設の整備・改修を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。 ・これにより、都市公園に民間の投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上と公園利用者の利用の増進を図るものです。 ・公園協議会は、公園利用者の利便の向上を図るため、公園管理者と地域の関係者等とが必要な協議を行うための組織です。
方 針	・都市公園においては、指定管理者制度による維持管理を継続します。 ・公園施設の設置管理許可制度及び公募設置管理制度の活用を検討します。 ・必要に応じて公園協議会の設置を検討します。
これまでの実績	・平成18年度から指定管理者制度を導入しています。 ・令和6年度から令和10年度までの指定管理者として、笛田公園は三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社、笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園は鎌倉市公園協会、鎌倉広町緑地はNPO法人鎌倉広町の森市民の会を指定しました。